


所管部課	社会教育部 社会教育課	部長	小俣 学		
件名	東大和市生涯学習推進計画審議会条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和4年4月1日付け組織改正に伴い、東大和市生涯学習推進計画審議会の庶務に係る担当部の名称を改める必要があることから、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な内容 本条例第9条中「社会教育部」を「教育部」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 本改正により、適切に事務処理を行うことができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書課において審査済み。 ・令和4年1月25日 令和4年第1回東大和市教育委員会定例会において「東大和市生涯学習推進計画審議会条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について」について、議決済み。 					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和4年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。